

令和8年2月27日

山口県教育委員会会議案

山口県教育委員会

議案

資料①

番号	件名	主管課	
1	令和8年度山口県一般会計予算についての意見の申出について（報告承認）	教育政策課	p.2 別冊資料
2	令和7年度山口県一般会計補正予算（第6号）についての意見の申出について（報告承認）	教育政策課	p.11
3	山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）	教職員課	p.20
4	一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）	教育政策課	p.26 別冊資料
5	山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）	学校運営・ 施設整備室	p.62
6	山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）	教職員課	p.69
7	一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）	教職員課	p.75
8	山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）	県立高校 再編整備 推進室	p.83
9	山口県青少年自然の家条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）	学校運営・ 施設整備室	p.89

報告事項

番号	件名	主管課	
1	令和9年度(令和8年度実施)山口県公立学校教員採用候補者選考試験の実施について	教職員課	p.99 別冊資料
2	山口県教員育成指標の改訂について	教職員課	p.103 別冊資料

議案第1号

令和8年度山口県一般会計予算についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

令和8年（2026年）2月27日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 7 教 政 第 8 3 1 号
令和 8 年 (2026年) 2 月 2 0 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 8 年 3 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 8 年 2 月 1 8 日付け令 7 財政第 1 6 7 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 8 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 7 年度山口県一般会計補正予算 (第 6 号)
- 3 山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 8 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 9 山口県青少年自然の家条例の一部を改正する条例

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 8 年 3 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見
について

令和 8 年 3 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号) 第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 8 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 7 年度山口県一般会計補正予算(第 6 号)
- 3 山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 8 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 9 山口県青少年自然の家条例の一部を改正する条例

令和8年度山口県一般会計予算

教育委員会

■歳出予算

(単位：千円)

款・項・目・事項名	現計予算額	当初予算額の財源内訳			
		国支出金	地方債	その他	一般財源
款) 教育費	136,439,007	24,329,193	5,264,000	6,553,947	100,291,867
項) 教育総務費	23,942,255	2,547,347	662,000	3,620,382	17,112,526
目) 教育委員会費	7,285				7,285
事項) 教育委員会運営費	7,285				7,285
目) 教育総務費	9,867,059	2,209,173	623,000	3,251,462	3,783,424
事項) 職員給与費	2,912,675			852,047	2,060,628
事項) 教育庁運営費	3,935,318	128,784	623,000	2,358,504	825,030
事項) 文教施策普及費	285				285
事項) 文教施設整備指導費	3,320	3,320			
事項) 奨学法人助成費	42,029	648		40,653	728
事項) 県立高校生等奨学事業費	502,507	251,253			251,254
事項) 県立高校等就学支援事業費	2,429,109	1,825,168			603,941
事項) 義務教育課運営費	41,816			258	41,558
目) 教職員及び学校管理費	12,636,102	51,965		46,729	12,537,408
事項) 教職員福利厚生費	6,291				6,291
事項) 教職員健康管理費	114,732				114,732
事項) 教職員住宅管理費	16,474			17,668	△ 1,194
事項) 共済組合事務費交付金	114,972				114,972
事項) 学校管理費	180,375	49,645		20,913	109,817

事項) 教職員人事給与管理費	44,265	2,320		7,345	34,600
事項) 教職員退職手当給付費	11,355,876				11,355,876
事項) 災害補償費	87,967			803	87,164
事項) 児童手当給付費	715,150				715,150
目) 教育指導費	1,131,233	277,113		315,933	538,187
事項) 学校指導管理費	53,898	1,127		42,155	10,616
事項) 教科指導充実費	1,851				1,851
事項) 教育内容研究推進費	218,203	5,096		78,322	134,785
事項) 幼児教育充実費	26,087	788		250	25,049
事項) 児童生徒健全育成費	827,527	270,102		191,456	365,969
事項) 教職員資質向上対策費	3,667			3,750	△ 83
目) 教育振興費	25,224	7,446			17,778
事項) 特別支援教育振興費	24,452	7,446			17,006
事項) 定時制通信教育教科書等給与費	452				452
事項) 産業教育振興費	320				320
目) 教育研修所費	253,578	1,650	39,000	6,258	206,670
事項) 教育研修所管理運営費	180,027		39,000	5,379	135,648
事項) 教職員等研修費	29,185			797	28,388
事項) 新規採用教員等研修事業費	19,752				19,752
事項) 教育調査研究費	605				605
事項) 教育相談実施費	24,009	1,650		82	22,277
目) 恩給及び退職年金費	21,774				21,774

事項) 恩給及び退職年金	21,774				21,774
項) 小学校費	39,328,614	10,873,136		4,016	28,451,462
目) 教職員費	39,328,614	10,873,136		4,016	28,451,462
事項) 教職員給与費	38,783,983	10,739,918		4,007	28,040,058
事項) 非常勤職員給与費	454,500	133,218		9	321,273
事項) 教職員旅費	90,131				90,131
項) 中学校費	24,397,793	6,743,150		3,251	17,651,392
目) 教職員費	24,397,793	6,743,150		3,251	17,651,392
事項) 教職員給与費	23,759,587	6,592,077		3,249	17,164,261
事項) 非常勤職員給与費	508,855	151,073		2	357,780
事項) 教職員旅費	129,351				129,351
項) 高等学校費	28,818,026	233,672	3,933,000	2,550,821	22,100,533
目) 高等学校総務費	20,507,420	105		2,400,237	18,107,078
事項) 教職員給与費	19,381,477	105		2,399,445	16,981,927
事項) 非常勤職員給与費	980,099			792	979,307
事項) 教職員旅費	145,844				145,844
目) 全日制高等学校管理費	2,648,544	8,427	667,000	150,558	1,822,559
事項) 財産管理費	373,157	717		135	372,305
事項) 産業教育設備費	200,000		180,000		20,000
事項) 理科数学教育設備費	8,230	4,115			4,115
事項) 一般管理費	1,267,905	3,595		82,753	1,181,557
事項) 実験実習費	799,252		487,000	67,670	244,582

目) 定時制高等学校管理費	33,731			26	33,705
事項) 一般管理費	33,731			26	33,705
目) 実習船運営費	187,944				187,944
事項) 実習船運営費	187,944				187,944
目) 学校建設費	5,438,218	225,140	3,266,000		1,947,078
事項) 校舎改築費	3,930,639	220,554	2,188,000		1,522,085
事項) 大規模改造事業費	907,668		718,000		189,668
事項) 施設改造費	599,911	4,586	360,000		235,325
目) 通信教育費	2,169				2,169
事項) 一般管理費	2,169				2,169
項) 特別支援学校費	14,144,483	2,023,755	497,000	78,181	11,545,547
目) 特別支援学校費	14,144,483	2,023,755	497,000	78,181	11,545,547
事項) 財産管理費	700,610	194,847	348,000	39,256	118,507
事項) 施設整備費	303,706	30,146	146,000		127,560
事項) 一般管理費	292,349			1,082	291,267
事項) 実験実習費	17,713		3,000	4,699	10,014
事項) 教材費	71,253				71,253
事項) 設備充実費	14,962				14,962
事項) 教職員給与費	10,803,346	1,668,949		1,063	9,133,334
事項) 非常勤職員給与費	798,512			926	797,586
事項) 教職員旅費	40,604				40,604
事項) 就学奨励費	258,165	129,813			128,352

事項) 通学対策費	843,263			31,155	812,108
項) 社会教育費	1,623,015	53,396	172,000	128,880	1,268,739
目) 社会教育総務費	905,121	50,280		109,778	745,063
事項) 職員給与費	730,576	3,842		98,867	627,867
事項) 社会教育運営費	3,574				3,574
事項) 社会教育振興費	4,711				4,711
事項) 生涯学習活動推進費	29,876				29,876
事項) 成人教育振興費	511				511
事項) 青少年教育振興費	114,884	45,778			69,106
事項) 人権教育管理運営費	2,948				2,948
事項) 人権教育調査研究費	1,486				1,486
事項) 学校人権教育推進費	3,330	660			2,670
事項) 社会人権教育推進費	3,554				3,554
事項) 高等学校等進学奨励費	9,671			10,911	△ 1,240
目) 社会教育施設費	717,894	3,116	172,000	19,102	523,676
事項) 青少年健全育成施設管理運営費	208,392			71	208,321
事項) 図書館運営費	209,520	2,035		3,312	204,173
事項) 青少年健全育成施設整備費	185,952		145,000		40,952
事項) 文書館運営費	21,335	1,081		204	20,050
事項) 博物館運営費	77,325		27,000	1,653	48,672
事項) 博物館企画展等開催費	15,370			13,862	1,508
項) 保健体育費	4,184,821	1,854,737		168,416	2,161,668

目) 保健体育総務費	3,745,020	1,615,444		150,908	1,978,668
事項) 職員給与費	218,022			22	218,000
事項) 管理運営費	4,941			146	4,795
事項) 学校保健管理指導費	3,358,312	1,610,529			1,747,783
事項) 学校安全管理指導費	163,745	4,915		150,740	8,090
目) 体育振興費	439,801	239,293		17,508	183,000
事項) 学校体育振興費	439,801	239,293		17,508	183,000
款) 災害復旧費	60,000		60,000		
項) 学校施設等災害復旧費	60,000		60,000		
目) 学校施設災害復旧費	60,000		60,000		
事項) 県立学校施設災害復旧事業費	60,000		60,000		
教育委員会合計	136,499,007	24,329,193	5,324,000	6,553,947	100,291,867

■債務負担行為

(単位：千円)

事項	期間	限度額
県立高校等1人1台端末購入費支援の対象者に対する補助金	令和8年度から令和9年度まで	201,197
県立岩国工業高等学校トイレ改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和8年度から令和9年度まで	73,619
県立田布施農工高等学校校舎建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和8年度から令和9年度まで	978,543
県立山口高等学校校舎外壁改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和8年度から令和9年度まで	145,603
県立宇部中央高等学校高圧受変電設備改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和8年度から令和9年度まで	59,497
県立下関中等教育学校空調設備改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和8年度から令和9年度まで	111,997

議案第2号

令和7年度山口県一般会計補正予算（第6号）についての意見の申
出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和8年（2026年）2月27日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 7 教 政 第 8 3 1 号

令和 8 年 (2026年) 2 月 2 0 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 8 年 3 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 8 年 2 月 1 8 日付け令 7 財政第 1 6 7 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 8 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 7 年度山口県一般会計補正予算 (第 6 号)
- 3 山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 8 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 9 山口県青少年自然の家条例の一部を改正する条例

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 8 年 3 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見
について

令和 8 年 3 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号) 第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 8 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 7 年度山口県一般会計補正予算(第 6 号)
- 3 山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 8 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 9 山口県青少年自然の家条例の一部を改正する条例

令和7年度3月補正予算(案)の概要について

1 歳出予算

(単位 千円)

経費区分	補正前	補正額	補正後	主な増減内容
給与関係費	101,067,606	913,533	101,981,139	○所要額の確定見込み
一般行政費	13,710,378	△831,028	12,879,350	○非常勤職員給与費の執行見込額の減 ○中学校高等学校体育大会開催費の執行見込額の減
施策的費	6,316,828	【通常】 △1,480,634	5,805,062	○義務教育段階の1人1台端末の更新に係る市町への補助金の執行見込額の減 ○奨学給付金の執行見込額の減
		【経済対策】 968,868		国の経済対策への対応による増 ○山口県公立学校情報機器整備基金積立金 ○山口県公立高等学校教育改革促進基金積立金
県営建築事業費	4,075,546	△223,124	3,852,422	○校舎改築費の執行見込額の減
災害復旧費	60,000	△50,000	10,000	○災害復旧費の執行見込額の減
合計	125,230,358	△702,385	124,527,973	

2 繰越明許費

(単位 千円)

事項	事業概要	繰越予定額	摘要
校舎改築費	山口農業高校特別教室棟改築工事 他5件	903,348	工事内容・工事方法の検討に不測の日数を要した等のため
大規模改造費	岩国商業高校管理棟他外壁・屋上防水改修工事 他2件	332,874	工法変更に伴い、追加の改修工事に不測の日数を要したため
施設改造費	光高校防球ネット設置工事 他4件	235,325	工事内容・工事方法の検討に不測の日数を要した等のため
施設整備費	田布施総合支援学校高等部屋内運動場軒天改修工事 他1件	183,917	工事内容について、関係者との調整に不測の日数を要した等のため
青少年健全育成施設整備費	秋吉台青少年自然の家解体設計	14,343	工事内容・工事方法の検討に不測の日数を要したため
博物館運営費	山口博物館LED改修工事 他1件	26,460	LED機器の調達に不測の日数を要した等のため
合計		1,696,267	

令和7年度山口県一般会計補正予算（第6号）

教育委員会

（単位 千円）

■歳出予算

款・項・目・事項名	現計予算額	補正額	補正額の財源内訳				補正後の額
			国支出金	地方債	その他	一般財源	
款) 教育費	125,170,358	△ 652,385	1,130,436	△ 1,632,700	△ 1,658,632	1,508,511	124,517,973
項) 教育総務費	16,990,302	△ 837,252	709,338	700	△ 1,201,012	△ 346,278	16,153,050
目) 教育委員会費	7,815	△ 2,322	0	0	0	△ 2,322	5,493
事項) 教育委員会運営費	7,815	△ 2,322				△ 2,322	5,493
目) 教育総務費	9,052,518	△ 612,805	768,250	0	△ 1,168,408	△ 212,647	8,439,713
事項) 職員給与費	2,916,584	40,256	0	0	9,259	30,997	2,956,840
事項) 教育庁運営費	3,327,181	△ 518,444	823,305		△ 1,177,667	△ 164,082	2,808,737
事項) 文教施策普及費	285	0					285
事項) 文教施設整備指導費	3,439	△ 119	△ 119				3,320
事項) 奨学法人助成費	26,963	△ 353				△ 353	26,610
事項) 県立高校生等 奨学事業費	346,150	△ 118,483	△ 39,494			△ 78,989	227,667
事項) 県立高校等 就学支援事業費	2,389,948	△ 15,442	△ 15,442				2,374,506
事項) 義務教育課運営費	41,968	△ 220				△ 220	41,748
目) 教職員及び学校管理費	6,779,067	△ 139,681	△ 30,251	0	△ 8,409	△ 101,021	6,639,386
事項) 教職員福利厚生費	6,052	△ 484				△ 484	5,568
事項) 教職員健康管理費	106,401	△ 17,300				△ 17,300	89,101
事項) 教職員住宅管理費	17,770	△ 2,685			△ 1,374	△ 1,311	15,085
事項) 共済組合事務費交付金	80,639	24,152				24,152	104,791
事項) 学校管理費	198,478	△ 85,356	△ 30,251	0	△ 6,458	△ 48,647	113,122
事項) 教職員人事給与管理費	41,050	3,737			△ 577	4,314	44,787
事項) 教職員退職手当給付費	5,496,276	0					5,496,276
事項) 災害補償費	78,316	△ 960				△ 960	77,356
事項) 児童手当給付費	754,085	△ 60,785				△ 60,785	693,300

目)教育指導費	887,873	△ 69,176	△ 27,423	0	△ 17,927	△ 23,826	818,697
事項) 学校指導管理費	7,018	△ 1,282	△ 928	0	0	△ 354	5,736
事項) 教科指導充実費	530	0					530
事項) 教育内容研究推進費	224,427	△ 9,481	△ 3,048	0	△ 3,143	△ 3,290	214,946
事項) 幼児教育充実費	28,259	△ 2,329	△ 4,400		△ 250	2,321	25,930
事項) 児童生徒健全育成費	623,972	△ 53,530	△ 19,047	0	△ 12,069	△ 22,414	570,442
事項) 教職員資質向上対策費	3,667	△ 2,554			△ 2,465	△ 89	1,113
目)教育振興費	22,420	△ 4,367	△ 1,238	0	0	△ 3,129	18,053
事項) 特別支援教育振興費	21,694	△ 4,439	△ 1,238			△ 3,201	17,255
事項) 定時制通信教育教科書等給与費	406	72				72	478
事項) 産業教育振興費	320	0					320
目)教育研修所費	218,698	△ 8,711	0	700	△ 6,268	△ 3,143	209,987
事項) 教育研修所管理運営費	145,179	△ 676		700	△ 6,200	4,824	144,503
事項) 教職員等研修費	28,843	△ 7,963			△ 56	△ 7,907	20,880
事項) 新規採用教員等研修事業費	19,859	0					19,859
事項) 教育調査研究費	605	0					605
事項) 教育相談実施費	24,212	△ 72			△ 12	△ 60	24,140
目)恩給及び退職年金費	21,911	△ 190	0	0	0	△ 190	21,721
事項) 恩給及び退職年金	21,911	△ 190				△ 190	21,721
項) 小学校費	38,717,900	351,840	57,847	0	△ 550	294,543	39,069,740
目) 教職員費	38,717,900	351,840	57,847	0	△ 550	294,543	39,069,740
事項) 教職員給与費	38,183,845	474,800	95,478		△ 550	379,872	38,658,645
事項) 非常勤職員給与費	427,065	△ 108,282	△ 37,631			△ 70,651	318,783
事項) 教職員旅費	106,990	△ 14,678				△ 14,678	92,312
項) 中学校費	23,787,485	205,541	114,275	0	164	91,102	23,993,026
目) 教職員費	23,787,485	205,541	114,275	0	164	91,102	23,993,026
事項) 教職員給与費	23,223,934	257,074	120,411		164	136,499	23,481,008

事項) 非常勤職員給与費	431,770	△ 19,207	△ 6,136			△ 13,071	412,563
事項) 教職員旅費	131,781	△ 32,326				△ 32,326	99,455
項) 高等学校費	29,378,847	101,670	174,406	△ 1,592,900	△ 347,356	1,867,520	29,480,517
目) 高等学校総務費	20,557,599	279,159	△ 105	0	△ 38,682	317,946	20,836,758
事項) 教職員給与費	19,436,556	315,429	△ 105		△ 38,295	353,829	19,751,985
事項) 非常勤職員給与費	972,544	△ 31,270			△ 387	△ 30,883	941,274
事項) 教職員旅費	148,499	△ 5,000				△ 5,000	143,499
目) 全日制高等学校管理費	5,126,418	42,629	61,065	△ 14,200	△ 308,674	304,438	5,169,047
事項) 財産管理費	3,524,427	47,419	59,301	200	△ 312,630	300,548	3,571,846
事項) 産業教育設備費	101,373	0					101,373
事項) 理科数学教育設備費	7,758	△ 708	△ 354			△ 354	7,050
事項) 一般管理費	1,201,173	△ 3,038	2,118		△ 1,313	△ 3,843	1,198,135
事項) 実験実習費	291,687	△ 1,044		△ 14,400	5,269	8,087	290,643
目) 定時制高等学校管理費	32,834	△ 5,070	0	0	0	△ 5,070	27,764
事項) 一般管理費	32,834	△ 5,070				△ 5,070	27,764
目) 実習船運営費	166,322	△ 20,441	0	0	0	△ 20,441	145,881
事項) 実習船運営費	166,322	△ 20,441				△ 20,441	145,881
目) 学校建設費	3,493,505	△ 194,607	113,446	△ 1,578,700	0	1,270,647	3,298,898
事項) 校舎改築費	2,403,673	△ 119,538	113,446	△ 1,083,800		850,816	2,284,135
事項) 大規模改造事業費	660,673	△ 74,220		△ 495,000		420,780	586,453
事項) 施設改造費	429,159	△ 849		100		△ 949	428,310
目) 通信教育費	2,169	0	0	0	0	0	2,169
事項) 一般管理費	2,169	0					2,169
項) 特別支援学校費	13,525,026	△ 272,988	97,385	△ 30,100	△ 4,310	△ 335,963	13,252,038
目) 特別支援学校費	13,525,026	△ 272,988	97,385	△ 30,100	△ 4,310	△ 335,963	13,252,038
事項) 財産管理費	98,871	△ 1				△ 1	98,870
事項) 施設整備費	472,910	△ 27,809		△ 25,300		△ 2,509	445,101

事項) 一般管理費	287,534	△ 618	0	0	△ 344	△ 274	286,916
事項) 実験実習費	23,636	△ 2,324		△ 4,800	760	1,716	21,312
事項) 教材費	70,202	0					70,202
事項) 設備充実費	14,786	0					14,786
事項) 教職員給与費	10,797,851	△ 169,687	98,847		904	△ 269,438	10,628,164
事項) 非常勤職員給与費	794,938	△ 43,218			△ 149	△ 43,069	751,720
事項) 教職員旅費	40,597	△ 2,000				△ 2,000	38,597
事項) 就学奨励費	229,610	△ 1,462	△ 1,462				228,148
事項) 通学対策費	694,091	△ 25,869			△ 5,481	△ 20,388	668,222
項) 社会教育費	1,849,429	△ 45,149	△ 14,507	△ 10,400	△ 51,320	31,078	1,804,280
目) 社会教育総務費	899,885	△ 34,627	△ 14,432	0	△ 3,138	△ 17,057	865,258
事項) 職員給与費	722,160	△ 7,202	0	0	△ 2,320	△ 4,882	714,958
事項) 社会教育運営費	3,793	△ 402				△ 402	3,391
事項) 社会教育振興費	4,515	△ 359				△ 359	4,156
事項) 生涯学習活動推進費	29,374	0					29,374
事項) 成人教育振興費	511	△ 32				△ 32	479
事項) 青少年教育振興費	117,281	△ 27,296	△ 13,679			△ 13,617	89,985
事項) 人権教育管理運営費	3,156	△ 24				△ 24	3,132
事項) 人権教育調査研究費	1,486	△ 382				△ 382	1,104
事項) 学校人権教育推進費	3,423	△ 1,190	△ 753			△ 437	2,233
事項) 社会人権教育推進費	3,554	△ 71				△ 71	3,483
事項) 高等学校等進学奨励費	10,632	2,331			△ 818	3,149	12,963
目) 社会教育施設費	949,544	△ 10,522	△ 75	△ 10,400	△ 48,182	48,135	939,022
事項) 青少年健全育成施設管理運営費	249,098	△ 77			△ 7	△ 70	249,021
事項) 図書館運営費	359,543	△ 7,124	△ 75	700	△ 17,794	10,045	352,419
事項) 青少年健全育成施設整備費	171,690	△ 9,539		△ 11,700	△ 14,220	16,381	162,151
事項) 文書館運営費	21,068	△ 720			△ 149	△ 571	20,348

事項) 博物館運営費	125,586	6,938		600	△ 8,606	14,944	132,524
事項) 博物館企画展等開催費	22,559	0			△ 7,406	7,406	22,559
項) 保健体育費	921,369	△ 156,047	△ 8,308	0	△ 54,248	△ 93,491	765,322
目) 保健体育総務費	595,657	△ 59,551	△ 4,970	0	△ 44,248	△ 10,333	536,106
事項) 職員給与費	262,270	5,375			46	5,329	267,645
事項) 管理運営費	4,652	△ 3				△ 3	4,649
事項) 学校保健管理指導費	163,488	△ 15,936	△ 2,570			△ 13,366	147,552
事項) 学校安全管理指導費	165,247	△ 48,987	△ 2,400		△ 44,294	△ 2,293	116,260
目) 体育振興費	325,712	△ 96,496	△ 3,338	0	△ 10,000	△ 83,158	229,216
事項) 学校体育振興費	325,712	△ 96,496	△ 3,338		△ 10,000	△ 83,158	229,216
款) 災害復旧費	60,000	△ 50,000	0	△ 50,000	0	0	10,000
項) 学校施設等災害復旧費	60,000	△ 50,000	0	△ 50,000	0	0	10,000
目) 学校施設災害復旧費	60,000	△ 50,000	0	△ 50,000	0	0	10,000
事項) 県立学校施設災害復旧事業費	60,000	△ 50,000		△ 50,000			10,000
教育委員会合計	125,230,358	△ 702,385	1,130,436	△ 1,682,700	△ 1,658,632	1,508,511	124,527,973

■繰越明許費

(単位 千円)

款・項・事項名	現計予算額	繰越予定額	繰越予定額の財源内訳			
			国支出金	地方債	その他	一般財源
款) 教育費 項) 高等学校費 事項) 校舎改築費	2,284,135	903,348	172,610	53,900		676,838
款) 教育費 項) 高等学校費 事項) 大規模改造事業費	586,453	332,874				332,874
款) 教育費 項) 高等学校費 事項) 施設改造費	428,310	235,325		66,700		168,625
款) 教育費 項) 特別支援学校費 事項) 施設改造費	445,101	183,917		60,400		123,517
款) 教育費 項) 社会教育費 事項) 青少年健全育成 施設整備費	162,151	14,343				14,343
款) 教育費 項) 社会教育費 事項) 博物館運営費	132,524	26,460		11,300	1,260	13,900

議案第3号

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について
の意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和8年（2026年）2月27日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 7 教 政 第 8 3 1 号
令和 8 年 (2026年) 2 月 2 0 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 8 年 3 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 8 年 2 月 1 8 日付け令 7 財政第 1 6 7 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 8 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 7 年度山口県一般会計補正予算 (第 6 号)
- 3 山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 8 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 9 山口県青少年自然の家条例の一部を改正する条例

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 8 年 3 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見
について

令和 8 年 3 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号) 第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 8 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 7 年度山口県一般会計補正予算(第 6 号)
- 3 山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 8 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 9 山口県青少年自然の家条例の一部を改正する条例

議案第3号参考資料

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

県から市町への権限移譲に関し、関係法令の改正等に伴い、市町が処理する事務を追加すること等について、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容（別表関係）

(1) 既に権限移譲している事務の追加

別表号	事 務	移譲先
18の14	農地法に基づく農地等の転用の制限に関する事務【農業振興課】	各市町
34の8	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく終身賃貸事業の認可に関する事務【住宅課】	宇部市、山口市、萩市、防府市、光市、長門市、柳井市、周南市、山陽小野田市及び阿武町

(2) 既に権限移譲している事務の根拠規定の一部改正による改正

別表号	事 務	移譲先
34の10	一般職に属する学校職員の給与に関する条例に基づく市町立学校の職員（県費負担職員）に係る諸手当の認定に関する事務【教職員課】	各市町

(3) 既に権限移譲している事務の移譲先の削除

別表号	事 務	削除市町
1の4	地方自治法に基づく財産区に関する事務【市町課】	柳井市

(4) その他

引用する法律の条ずれに伴う改正

3 施行期日

令和8年4月1日（一部、公布日）から施行

改正案

現行

○山口県の事務処理の特例に関する条例

（平成十二年三月二十四日
山口県条例第二十二号）

第一条～第三条（略）

第一条～第三条（略）

別表（第二条関係）

別表（第二条関係）

事	務	市	町
一〇一の三（略）			
一の四 地方自治法第二百九十五条の規定による条例の設定をすること。		山口市	
一の五～十八の十三（略）			
十八の十四 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの イカ（略） ヨ 法第五十一条第三項の規定による公表をすること（イ及びニに掲げるものに係るものに限る。） タ 法第五十一条第四項の規定による公告及び措置をすること（イ及びニに掲げるものに係るものに限る。） レ 法第五十一条第五項の規定による費用の徴収をすること（イ及びニに掲げるものに係るものに限る。） ソ イからタまでに掲げるもののほか、法の施行に関する事務であって規則で定めるもの	（略）		
十八の十五 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの イホ（略） ヘ 法第十六条第一項の規定による勧告をすること。 ト 法第十六条第二項の規定による公表をすること。 チ（略）	（略）		
一〇一の三（略）			
一の四 地方自治法第二百九十五条の規定による条例の設定をすること。		山口市及び柳井市	
一の五～十八の十三（略）			
十八の十四 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの イカ（略） ヨ 法第五十一条第三項の規定による公表をすること（イ及びニに掲げるものに係るものに限る。） タ 法第五十一条第四項の規定による公告及び措置をすること（イ及びニに掲げるものに係るものに限る。） レ 法第五十一条第五項の規定による費用の徴収をすること（イ及びニに掲げるものに係るものに限る。） ソ イからタまでに掲げるもののほか、法の施行に関する事務であって規則で定めるもの	（略）		
十八の十五 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの イホ（略） ヘ 法第十五条の四第一項の規定による勧告をすること。 ト 法第十五条の四第二項の規定による公表をすること。 チ（略）	（略）		

<p>三十四の八 高齢者の移住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（市町が自ら終身賃貸事業者として行う場合に係るものを除く。）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 法第五十五条（法第五十六条第二項及び第七十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知をすること。</p> <p>ハ（略）</p> <p>ニ 法第五十七条第二項及び第三項の規定による届出を受理すること。</p> <p>ホ 法第五十九条第一項の承認をすること。</p> <p>ヘ 法第六十六条の助言及び指導をすること。</p> <p>ト 法第六十七条の規定による報告の徴収をすること。</p> <p>チ 法第六十八条第二項の規定による届出を受理すること。</p> <p>リ 法第六十八条第三項の承認をすること。</p> <p>ヌ 法第六十九条の規定による命令をすること。</p> <p>ル 法第七十条第一項の規定による許可の取消しをすること。</p> <p>ロイ 法第七十一条第一項の規定による届出を受理すること。</p> <p>ワ イからラまでに掲げるもののほか、法の施行に関する事務であつて規則で定めるもの。</p>	<p>（略）</p>
<p>三十四の十 一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号。以下この号において「条例」という。）及び条例の施行のための人事委員会規則に基づく事務のうち次に掲げるもの（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に規定する職員に係るものに限る。）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロイに掲げるもののほか、条例の施行に関する事務であつて教育委員会規則で定めるもの。</p>	<p>（略）</p>
<p>三十四の八 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（市町が自ら終身賃貸事業者として行う場合に係るものを除く。）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 法第五十五条（法第五十六条第二項及び第六十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知をすること。</p> <p>ハ（略）</p> <p>（新設）</p> <p>ニ 法第五十八条第一項の承認をすること。</p> <p>ホ 法第六十五条の助言及び指導をすること。</p> <p>ヘ 法第六十六条の規定による報告の徴収をすること。</p> <p>ト 法第六十七条第二項の規定による届出を受理すること。</p> <p>チ 法第六十七条第三項の承認をすること。</p> <p>リ 法第六十八条の規定による命令をすること。</p> <p>ヌ 法第六十九条第一項の規定による認可の取消しをすること。</p> <p>ル 法第七十条第一項の規定による届出を受理すること。</p> <p>（新設）</p>	<p>（略）</p>

議案第4号

一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について
の意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和8年（2026年）2月27日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 7 教 政 第 8 3 1 号
令和 8 年 (2026年) 2 月 2 0 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 8 年 3 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 8 年 2 月 1 8 日付け令 7 財政第 1 6 7 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 8 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 7 年度山口県一般会計補正予算 (第 6 号)
- 3 山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 8 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 9 山口県青少年自然の家条例の一部を改正する条例

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 8 年 3 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見
について

令和 8 年 3 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号) 第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 8 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 7 年度山口県一般会計補正予算(第 6 号)
- 3 山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 8 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 9 山口県青少年自然の家条例の一部を改正する条例

議案第4号参考資料

一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第104号）（以下「旅費法」という。）が改正されたこと等に伴い、以下の各条例について所要の改正を行うもの。

- 一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和29年山口県条例第60号）
- 非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和28年山口県条例第52号）
- 山口県実費弁償条例（昭和31年山口県条例第22号）
- 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年山口県条例第41号）
- 知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和32年山口県条例第20号）
- 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第11号）
- 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第12号）

2 改正の内容

(1) 鉄道賃

対象に寝台料金及び運賃等に付随する費用を追加するとともに運賃の上限を定め、特急料金の距離制限を廃止する。

(2) 船賃

対象に運賃等に付随する費用を追加し、運賃の上限を改める。

(3) 航空賃

対象に運賃等に付随する費用を追加し、運賃の上限を定める。

(4) その他の交通費

名称を車賃からその他の交通費に改め、対象となる費用としてタクシー運賃、レンタカー賃料等を追加する。

(5) 包括宿泊費

移動及び宿泊に対する一体の対価として支払う費用として包括宿泊費を導入する。

(6) 旅行雑費

路程 100km 以上の県外旅行に係る旅行雑費を廃止し、一律 300 円とする。

(7) 転居費

名称を移転料から転居費に改め、路程に応じた定額支給から実費支給に改める。

(8) 着後滞在費

名称を着後手当から着後滞在費に改め、定額支給から五夜分を限度とした実費支給に改める。

(9) 家族移転費

名称を扶養親族移転料から家族移転費に改め、扶養要件を撤廃し、年齢等に応じた定額支給から実費支給に改める。

(10) 退職者等の旅費

対象に県外の在勤地において退職となる職員を追加し、一定の期間内に帰住した場合の費用を支給する。

(11) 旅行役務提供者

旅行業者等で県と旅行役務提供契約を結んだ者に対して、旅費に相当する額を支払うことができる規定を定める。

(12) 在勤地内旅行

在勤官署から 8 km 以内の地域等における旅行について、移転料等を支給しない規定を廃止する。

(13) 日額旅費

常時出張を必要とする職員等の日額旅費を廃止する。

(14) 旅費の返納

旅行者が条例等に違反して旅費の支給を受けた場合に、給与等から当該旅費に相当する金額を差し引くことができる規定を定める。

(15) その他所要の改正

旅費法の改正に準じる等の所要の改正を行う。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 号

一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

令和八年三月 日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員等の旅費に関する条例(昭和二十九年山口県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第九条)

第二章 旅費の種目及び内容

第一節 通則(第十条)

第二節 交通費(第十一条―第十四条)

第三節 宿泊費等(第十五条―第十七条)

第四節 転居費等(第十八条―第二十条)

第五節 その他の種目(第二十一条)

第三章 雑則(第二十二条―第二十八条)
附則

第二条第一項第四号中「職員については」を「場合又は旅行命令権者が認める場合には」に、「又は居所」を「、居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同条第六号中「若しくはその扶養親族」を削り、「根拠地」を「根拠」に改め、同条第七号を次のように改める。

七 家族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

第二条第一項に次の一号を加える。

九 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、県と旅行役務提供契約（旅行者等が県に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、県が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第七項において同じ。）を締結したものをいう。

第二条第二項及び第三項を削る。

第三条第二項に次の一号を加える。

四 職員が、県外の在勤地（規則で定めるものに限る。）において退職（次に掲げる退職に限る。第二十二條

第二項において同じ。）となり、一定の期間内に帰住した場合には、当該職員

イ 年齢六十五年に達した日以後の最初の三月三十一日における退職

ロ 年齢六十年に達した日以後の最初の三月三十一日における退職

ハ イ及びロに掲げるもののほか、旅費の支給に関し知事が必要と認める退職

第三条第五項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」及び「その出発前に」を削り、「を取り消され」を「の変更（取消しを含む。同項及び同條第四項並びに第五條において同じ。）を受け」に、「において」を「その他規則で定める場合には」に改め、「があると」は、「当該金額」を削り、「なつた」を「なる金額又は支出を要する」に改め、同項各号を次のように改める。

一 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含み、第十四條

第二項本文に規定する費用に相当する部分を除く。）については、第十一条第一項各号、第十二條第一項各

号、第十三条第一項各号及び第十四条第一項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第六条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しをとつたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しをとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいづれか少ない額の合計額

二 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）については、当該各種目について第十五条、第十六条、第十八条、第十九条及び第二十条第一項並びに第六条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しをとつたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しをとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいづれか少ない額の合計額

三 前二号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認められた額

第三条第六項中「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)」及び「交通機関の事故又は」を削り、「知事が」を「規則で」に改め、同項第一号中「輸送機関」を「交通手段」に、「乗船券等の切符類」を「乗船券、航空券等」に改め、「(以下「切符類」という。)」を削り、「以下本条」を「次号」に改め、同項第二号中「(切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額)」を削り、同条に次の一項を加える。

7 第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する場合において、県が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第四条第三項中「を変更(取消しを含む。以下同じ。)」するを「の変更をする」に、「第五条第一項」を「次条第一項」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第四項中「これを変更する」を「その変更をする」に、「」に当該旅行に関するを「」に規則で定める」に、「これを当該」を「当該事項を当該」に、「提示し」を「通知し」に改め、同項第一号中「旅行に関する」を削り、「し、これを提示する」を「する」に

改め、同条第五項中「これを変更した」を「その変更をする」に、「当該旅行に関する」を「前項に定める」に改め、「これを当該旅行者に提示し」を削り、同条第六項中「提示する」を「通知する」に改め、同条第七項中「前三項」を「第四項及び前項」に、「提示」を「通知」に改め、同条第八項を削る。

第五条第一項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改め、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第六条を削る。

第七条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(旅費の計算)」を付し、同条中「旅費は」の下に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第十条で定める種目及び内容に基づき」を加え、「但し」を「ただし」に、「よつて旅行し」を「より旅行し」に改め、同条を第六条とする。

第八条から第十二条までを削る。

第十三条に見出しとして「(年度経過等による区分)」を付し、同条中「鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中」を「移動中」に、「経過、職務の等級の変更等」を「経過等」に、「又は車賃(扶養親族移転料)」を

「及びその他の交通費（家族移転費）」に改め、「の旅費」を削り、「計算する」を「算定する」に改め、「には、」の下に「年度の経過等の後に」を加え、同条を第七条とする。

第十四条第一項中「もの」の下に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を加え、同条第七項中「及び様式」を削り、同条を第八条とする。

第十五条を第九条とする。

第二章を次のように改める。

第二章 旅費の種目及び内容

第一節 通則

（旅費の種目及び内容）

第十条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費及び旅行雑費とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

第二節 交通費

(鉄道賃)

第十一条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第十四条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 急行料金

三 寝台料金

四 座席指定料金

五 特別車両料金

六 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第十二条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第十四条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 寝台料金

三 座席指定料金

四 特別船室料金

五 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第十三条 航空賃は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 座席指定料金

三 前二号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第十四条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第二号から第四号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

一 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

三 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車(次項において「有償借受け自動車」という。)の賃料その他の移動に直接要する費用

四 前三号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第三号に掲げる費用のうち、自家用自動車（有償借受け自動車を除く。）を利用する移動に直接要する費用（有料道路の通行料を除く。）の額は、一キロメートルにつき三十円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の当該費用で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

3 前項に規定する費用は、全路程を通算して計算する。

4 前項の規定により通算した路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第三節 宿泊費等

（宿泊費）

第十五条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表で定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として知事が定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第十六条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第十七条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表で定める一夜当たりの定額とする。

第四節 転居費等

(転居費)

第十八条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第二十条第一項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して次に掲げる方法により算定される額とする。

- 一 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときを限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

二 前号の場合において、当該運送に要する額が知事が定める額を超えないときは、同号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

三 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

四 旅行者が宅配便又は自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法（当該運送に要する額が運送業者に依頼したものととして第一号の規定により算定した額を超える場合にあっては、当該額とする方法）

五 前号の場合において、当該運送に要する額が知事が定める額を超えないときは、同号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

（着後滞在費）

第十九条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、五夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当並びに旅行雑費の五日分の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第二十条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

一 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。この号及び次号において同じ。）

を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び旅行雑費の合計額に相当する額

二 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第二号に規定する期間を延長することができる。

第五節 その他の種目

（旅行雑費）

第二十一条 旅行雑費は、旅行中の電話等の通信に要する費用とし、その額は、一日につき三百円とする。

第三十条を削る。

第三章中第三十一条を第二十四条とし、同条の前に次の二条を加える。

(退職者等の旅費)

第二十二條 第三條第二項第一号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて次に掲げるものとする。

一 職員が出張のための旅行中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

二 職員が赴任のための旅行中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

2 第三條第二項第四号の規定により支給する旅費は、退職の日の翌日から一月以内における当該退職に伴う帰住について、赴任の例に準じ、旧在勤地から生活の根拠となる地に旅行するものとして計算した旅費（着後滞在費を除く。）とする。

3 前二項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

4 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項及び第二項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第二十三条 第三条第二項第二号又は第三号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて次に掲げるものとする。

一 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

二 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第二条第一項第八号に掲げる順位により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

第三十二条第一項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「県以外の者から旅費の支給を受ける」に、「その他当該」を「その他」に改め、同条を第二十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第二十六条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含み、第十四条第二項本文に規定する費用に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、第十一条第一項各号、第十二条第一項各号、第十三条第一項各号及び第十四条第一項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第六条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第十五条、第十六条、第十八条、第十

九条及び第二十条第一項並びに第六条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の返納)

第二十七条 支払担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならぬ。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第三十三条を第二十八条とする。

附則第二項中「第十七条第一項第二号イ中「上級の運賃」とあるのは「下級の運賃」とし、第十六条第一項第三号及び第十七条第一項第五号」を「第十一条第一項第五号及び第十二条第一項第四号」に改める。

別表の三の表を削る。

(非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第二条 非常勤職員の報酬及び費用弁償条例(昭和二十八年山口県条例第五十二号)の一部を次のように改正す

る。

別表中

定事 めと る協 額議 し て知	任命 を考 慮し て均	の旅 費と の均	一般 職の 職員	一 般 職 の 職 員	命協 権者 が知 事任	慮し て均 衡を 考	員の 費用 弁償	合は 、他 の職	要と 認め る場	権者 が特 に必	相当 額(任 命費	ある 者の 旅務 に	六級 の職 務に	相当 額	ある 者の 旅務 に	七級 の職 務に
---------------------------------	----------------------	----------------	----------------	----------------------------	----------------------	---------------------	----------------	----------------	----------------	----------------	-----------------	---------------------	----------------	---------	---------------------	----------------

を

一 般 職 の 職 員 等 の 旅 費 に 関 する 条 例 の 適 用 を 受 け る 職 員 の 旅 費 相 当 額

に改め、同表の備考を削る。

(山口県実費弁償条例の一部改正)

第三条 山口県実費弁償条例(昭和三十一年山口県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「に規定する二級の職務にある者」を「の適用を受ける職員」に改める。

(山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第四条 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和三十一年山口県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「、車賃」を削り、「別表第三」の下に「、別表第四」を加え、「別表第四」を「別表第

五」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項後段を削り、同項を同条第四項

とし、同条第六項を同条第五項とする。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第三条関係）

鉄道賃	船賃	航空賃	旅行雑費 （一日につき）
運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらに付随する費用	運賃、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらに付随する費用	運賃、座席指定料金及びこれらに付随する費用	三〇〇円

備考

1 鉄道賃の欄中運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級の運賃の額とする。

2 船賃の欄中運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級の運賃の額とする。

3 航空賃の欄中運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは最下級の直近

上位の級の運賃の額とする。

別表第四を別表第五とする。

別表第三に次の備考を加える。

備考 移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用の額にあつては、当該移動に係る別表第二(旅行雑費に係る部分を除く。)及び別表第三の規定による額並びに当該宿泊に係る宿泊費の額の合計額とする。

別表第三を別表第四とし、別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第二条関係）

- 一 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- 二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- 三 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（以下「有償借受け自動車」という。）の賃料その他の移動に直接要する費用
- 四 前三号に掲げる費用に付随する費用

備考 第三号に掲げる費用のうち、自家用自動車（有償借受け自動車を除く。）を利用する移動に直接要する費用（有料道路の通行料を除く。）の額は、一キロメートルにつき二十円とする。

(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第五条 知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和三十二年山口県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「日当相当額については、同条例の規定により職員に支給される旅行雑費の額による」を「航空賃の運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは最下級の直近上位の級の運賃の額とする」に改める。

付則第四項中「車賃の」を「次に掲げるものの」に、「車賃相当額」を「旅費相当額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 その他の交通費

二 旅行雑費

別表の備考中「し、「旅費相当額」とは、次の各号に掲げる旅費の種類の区分に応じ、当該各号に定める法令により、当該職務にある者に支給すべきこととなる旅費の額に相当する額と」を削り、各号を削る。

(会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正)

第六条 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例(令和元年山口県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「第六条第一項」を「第十条」に、「移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を「転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改める。

(会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正)

第七条 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例(令和元年山口県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「第六条第一項」を「第十条」に、「移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を「転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の一般職の職員等の旅費に関する条例（以下「改正後の職員旅費条例」という。）、改正後の非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（以下「改正後の非常勤報酬条例」という。）、改正後の山口県実費弁償条例（以下「改正後の実費弁償条例」という。）、改正後の山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）、改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の知事等給与条例」という。）、改正後の会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（以下「改正後の会計年度職員給与条例」という。）及び改正後の会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（以下「改正後の会計年度学校職員給与条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅行命令権者が旅行命令等を発する旅行及び旅費の支給を決定する旅行について

て適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行及び旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の職員旅費条例、改正後の非常勤報酬条例、改正後の実費弁償条例、改正後の議員報酬条例、改正後の知事等給与条例、改正後の会計年度職員給与条例及び改正後の会計年度学校職員給与条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 施行日前に退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職となった場合又は死亡した場合に係る改正後の職員旅費条例第三条第二項の規定による旅費の支給については、なお従前の例による。

4 次の表の上欄に掲げる期間における改正後の職員旅費条例第三条第二項第四号イの規定の適用については、同号イ中「六十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

5 改正後の職員旅費条例第三条第五項及び第六項の規定は、これらの項に規定する者が同条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の一般職の職員等の旅費に関する条例第三条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

6 改正後の職員旅費条例第二十七条の規定は、改正後の職員旅費条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

議案第5号

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例についての意見の申
出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和8年（2026年）2月27日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 7 教 政 第 8 3 1 号
令和 8 年 (2026年) 2 月 2 0 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 8 年 3 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 8 年 2 月 1 8 日付け令 7 財政第 1 6 7 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 8 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 7 年度山口県一般会計補正予算 (第 6 号)
- 3 山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 8 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 9 山口県青少年自然の家条例の一部を改正する条例

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 8 年 3 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見
について

令和 8 年 3 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号) 第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 8 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 7 年度山口県一般会計補正予算(第 6 号)
- 3 山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 8 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 9 山口県青少年自然の家条例の一部を改正する条例

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

(1) やまぐち若者育成・県内定着促進基金の創設

本県の将来を担い、未来を切り拓いていく若者の育成に向け、経済的な理由で修学が困難な学生が自らの志に基づき学びを追求することを支援するとともに、県内で活躍する人材の確保を図るため、やまぐち若者育成・県内定着促進基金を創設する。

(2) 山口県公立高等学校教育改革促進基金の創設

国から提示される「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」に沿った取組を計画的に実施するため、山口県公立高等学校教育改革促進基金を創設する。

2 改正の概要

新規基金の追加

- ・やまぐち若者育成・県内定着促進基金
- ・山口県公立高等学校教育改革促進基金

3 施行期日

(1) やまぐち若者育成・県内定着促進基金の創設

令和 8 年 4 月 1 日

(2) 山口県公立高等学校教育改革促進基金の創設

公布の日

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例

山口県資金積立基金条例（昭和六十年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表山口県安心・安全基盤強化基金の項の次に次のように加える。

<p>やまぐち若者育成・県内定着促進基金</p>	<p>若者の進学への支援及び卒業後の県内への定着の促進を図ること。</p>	<p>中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要であると認める経費の財源に充てるとき。</p>
<p>山口県公立高等学校教育改革促進基金</p>	<p>公立の高等学校における教育改革の促進を図ること。</p>	<p>中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要であると認める経費の財源に充てるとき。</p>

別表に次のように加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表山口県安心・安全基盤強化基金の項の次に次のように加える改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案

現行

○山口県資金積立基金条例

(昭和六十年三月二十六日
山口県条例第三号)

第一条～第八条 (略)
別表(第二条、第七条関係)

○山口県資金積立基金条例

(昭和六十年三月二十六日
山口県条例第三号)

第一条～第八条 (略)
別表(第二条、第七条関係)

基金の名称	設置の目的	処分することができる場合
-------	-------	--------------

(略)

山口県安心・安全基盤強化基金	県民生活における安心及び安全を確保するための基盤の強化を図ること	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があるとき。
やまぐち若者育成・県内定着促進基金	若者の進学への支援及び卒業後の県内への定着の促進を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があるとき。
山口県デジタル実装推進基金	地域の社会課題の解決及び新たな価値の創造に資するデジタル実装の推進を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があるとき。

(略)

基金の名称	設置の目的	処分することができる場合
-------	-------	--------------

(略)

山口県安心・安全基盤強化基金	県民生活における安心及び安全を確保するための基盤の強化を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があるとき。
山口県デジタル実装推進基金	地域の社会課題の解決及び新たな価値の創造に資するデジタル実装の推進を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があるとき。

(略)

	<p>(略)</p>		<p>改 正 案</p>
	<p>山口県公立学校 情報機器整備基 金</p>	<p>初等中等教育段階の 公立学校における情 報機器の整備を図る こと。</p>	
	<p>(略)</p>		<p>現 行</p>
	<p>山口県公立高等 学校教育改革促 進基金</p>	<p>公立の高等学校にお ける教育改革の促進 を図ること。</p>	<p>中欄に掲げる設置の目的 を達成するため知事が必 要があると認める経費の 財源に充てるとき。</p>
	<p>山口県公立学校 情報機器整備基 金</p>	<p>初等中等教育段階の 公立学校における情 報機器の整備を図る こと。</p>	<p>中欄に掲げる設置の目的 を達成するため知事が必 要があると認める経費の 財源に充てるとき。</p>

議案第6号

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例についての意見の申
出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和8年（2026年）2月27日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 7 教 政 第 8 3 1 号
令和 8 年 (2026年) 2 月 2 0 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 8 年 3 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 8 年 2 月 1 8 日付け令 7 財政第 1 6 7 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 8 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 7 年度山口県一般会計補正予算 (第 6 号)
- 3 山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 8 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 9 山口県青少年自然の家条例の一部を改正する条例

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 8 年 3 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見
について

令和 8 年 3 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号) 第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 8 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 7 年度山口県一般会計補正予算(第 6 号)
- 3 山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 8 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 9 山口県青少年自然の家条例の一部を改正する条例

議案第6号参考資料

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

高等学校、中等教育学校、特別支援学校、中学校及び小学校の学校職員の定数について、児童生徒数の増減、教職員定数の改善等により、所要の増減員を行う。

2 改正の内容

(単位：人)

区分	現行定数	改正定数	増減	摘要	
高等学校	校長及び教員	1,953	1,924	△ 29	収容定員の減等 △ 29人
	校長及び教員以外の職員	447	447	0	
	計	2,400	2,371	△ 29	
中等教育学校	校長及び教員	58	58	0	
	校長及び教員以外の職員	6	6	0	
	計	64	64	0	
特別支援学校	校長及び教員	1,289	1,289	0	
	校長及び教員以外の職員	151	151	0	
	計	1,440	1,440	0	
中学校	校長及び教員	2,783	2,763	△ 20	定数改善等 87人 自然減等 △ 107人
	校長及び教員以外の職員	165	164	△ 1	加配増 2人 自然減 △ 3人
	計	2,948	2,927	△ 21	
小学校	校長及び教員	4,851	4,817	△ 34	定数改善等 104人 自然減等 △ 138人
	校長及び教員以外の職員	312	306	△ 6	加配増 7人 自然減等 △ 13人
	計	5,163	5,123	△ 40	
合計	校長及び教員	10,934	10,851	△ 83	
	校長及び教員以外の職員	1,081	1,074	△ 7	
	計	12,015	11,925	△ 90	

3 施行期日

令和8年 4月 1日

議案第 号

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

令和八年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣政

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

山口県学校職員定数条例（昭和三十一年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「一、九五三人」を「一、九二四人」に、「二、四〇〇人」を「二、三七一人」に改め、同条第四号中「二、七八三人」を「二、七六三人」に、「二六五人」を「一六四人」に、「二、九四八人」を「二、九二七人」に改め、同条第五号中「四、八五一人」を「四、八一七人」に、「三一二二人」を「三〇六人」に、「五、一六三人」を「五、一二三人」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

改正案

○山口県学校職員定数条例

(昭和三十一年十月十九日
山口県条例第五十一号)

第一条 (略)

(職員の定数)
第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

一 高等学校	校長及び教員 計	一、九二四人 四四七人
二 中等教育学校	校長及び教員 計	二、三七一一人 五八八人 六八人 六四人
三 特別支援学校	校長及び教員(寄宿舎指導員を含む。以下この号において同じ。) 校長及び教員以外の職員 計	一、二八九人 一五一人 一、四四〇人
四 中学校	校長及び教員 計	二、七六三人 一六四人
五 小学校	校長及び教員 計	四、八一七人 三〇六人 五、一二三人

第三条 (略)

現行

○山口県学校職員定数条例

(昭和三十一年十月十九日
山口県条例第五十一号)

第一条 (略)

(職員の定数)
第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

一 高等学校	校長及び教員 計	一、九五三人 四四七人
二 中等教育学校	校長及び教員 計	二、四〇〇人 五八八人 六八人 六四人
三 特別支援学校	校長及び教員(寄宿舎指導員を含む。以下この号において同じ。) 校長及び教員以外の職員 計	一、二八九人 一五一人 一、四四〇人
四 中学校	校長及び教員 計	二、七八三人 一六五人
五 小学校	校長及び教員 計	四、八五一人 三二二人 五、一六三人

第三条 (略)

議案第7号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和8年（2026年）2月27日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 7 教 政 第 8 3 1 号
令和 8 年 (2026年) 2 月 2 0 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 8 年 3 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 8 年 2 月 1 8 日付け令 7 財政第 1 6 7 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 8 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 7 年度山口県一般会計補正予算 (第 6 号)
- 3 山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 8 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 9 山口県青少年自然の家条例の一部を改正する条例

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 8 年 3 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見
について

令和 8 年 3 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号) 第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 8 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 7 年度山口県一般会計補正予算(第 6 号)
- 3 山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 8 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 9 山口県青少年自然の家条例の一部を改正する条例

議案第7号参考資料

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

へき地教育振興法施行規則（昭和三十四年文部省令第二十一号）の一部改正等に伴い、所要の改正を行う

2 改正の内容

- (1) へき地手当と地域手当との併給調整の廃止
- (2) 義務教育等教員特別手当の月額の上限 8,000円→8,600円

3 施行期日

- (1) 規則で定める日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- (2) 公布の日から施行する。

議案第 号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和八年 月 日提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十四条の三第三項を削る。

第十八条の五第二項中「八千円」を「八千六百元」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第十八条の五第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の一般職に属する学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（へき地手当の内払）

3 学校職員が、この条例による改正前の一般職に属する学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて令和七年四月一日以後の分として支給を受けたへき地手当は、改正後の条例の規定によるへき地手当の内払とみなす。

○ 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部改正（昭和二十七年山口県条例第六号関係）新旧対照表

改正案

○ 一般職に属する学校職員の給与に関する条例

（昭和二十七年二月十三日
山口県条例第六号）

第一条（第十四条の二（略）

（へき地手当等）

第十四条の三 へき地手当は、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校、中学校又は学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六条に規定する施設（以下「共同調理場」という。）で別表第六に掲げるものに勤務する学校職員に支給する。

2（略）

（削る）

現行

○ 一般職に属する学校職員の給与に関する条例

（昭和二十七年二月十三日
山口県条例第六号）

第一条（第十四条の二（略）

（へき地手当等）

第十四条の三 へき地手当は、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校、中学校又は学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六条に規定する施設（以下「共同調理場」という。）で別表第六に掲げるものに勤務する学校職員に支給する。

2（略）

3 別表第六に掲げる学校又は共同調理場で第十二条の二第一項の

人事委員会規則で定める地域に所在するものに勤務する学校職員には、前項の規定にかかわらず、第十二条の二の規定による地域手当の額の限度においてへき地手当は、支給しない。

改正案	現行
<p>第十四条の四（略）</p> <p>（義務教育等教員特別手当）</p> <p>第十八条の五 小学校又は中学校に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、<u>八千六百円</u>を超えない範囲内で、職務の等級及び号給（定年前再任用短時間勤務学校職員にあっては、職務の等級）の別に応じて、人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会規則で定める。</p> <p>以下（略）</p>	<p>第十四条の四（略）</p> <p>（義務教育等教員特別手当）</p> <p>第十八条の五 小学校又は中学校に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、<u>八千円</u>を超えない範囲内で、職務の等級及び号給（定年前再任用短時間勤務学校職員にあっては、職務の等級）の別に応じて、人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会規則で定める。</p> <p>以下（略）</p>

議案第8号

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例についての意見の申
出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和8年（2026年）2月27日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 7 教 政 第 8 3 1 号
令和 8 年 (2026年) 2 月 2 0 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 8 年 3 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 8 年 2 月 1 8 日付け令 7 財政第 1 6 7 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 8 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 7 年度山口県一般会計補正予算 (第 6 号)
- 3 山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 8 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 9 山口県青少年自然の家条例の一部を改正する条例

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 8 年 3 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見
について

令和 8 年 3 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号) 第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 8 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 7 年度山口県一般会計補正予算(第 6 号)
- 3 山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 8 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 9 山口県青少年自然の家条例の一部を改正する条例

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

- (1) 設置者変更による令和8年4月の山口県立大学附属周防大島高校の開校に伴い、令和7年度末をもって、周防大島高校の在籍者がいなくなり、同校が廃止となるため、山口県立高等学校等条例を改正する必要がある。
- (2) 宇部西高校の生徒募集を停止したことに伴い、令和7年度末をもって宇部西高校の在籍者がいなくなり、同校が廃止となるため、山口県立高等学校等条例を改正する必要がある。

2 改正の内容

別表山口県立周防大島高等学校及び山口県立宇部西高等学校の項を削る。

3 施行期日

令和8年4月1日

【参考】各校の沿革

- 周防大島高等学校
 - 平成19年 山口県立安下庄高等学校と山口県立久賀高等学校の統合により、山口県立周防大島高等学校を開校
 - 平成20年 久賀中学校と連携型中高一貫教育開始
 - 平成21年 大島中学校と連携型中高一貫教育開始
 - 令和8年 山口県立周防大島高等学校を廃止
- 宇部西高等学校
 - 大正7年 宇部村立宇部実業補習学校
 - 大正12年 宇部市立宇部農業補習学校と改称
 - 大正14年 宇部市立宇部農業実践学校と改称
 - 昭和10年 宇部市立宇部農業学校と改称
 - 昭和13年 宇部市立宇部農芸学校と改称
 - 昭和19年 山口県立宇部農芸学校と改称
 - 昭和23年 学制改革により、山口県立宇部農業高等学校と改称
 - 昭和24年 統合により、山口県立宇部農商高等学校と改称
 - 昭和28年 分離独立により、山口県立宇部農芸高等学校と改称
 - 昭和55年 山口県立宇部西高等学校と改称
 - 令和8年 山口県立宇部西高等学校を廃止

議案第 号

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

令和八年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

山口県立高等学校等条例（昭和三十九年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。
別表山口県立周防大島高等学校の項及び山口県立宇部西高等学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

山口県立高等学校等条例 【新旧対照表】

改正案

○山口県立高等学校等条例

(昭和三十九年三月二十六日
山口県条例第五十一号)

第一条・第二条(略)

別表(第二条関係)

名 称	位 置
-----	-----

(削る)

山口県立岩国高等学校	岩 国 市
------------	-------

(略)山口県立岩国総合高等学校、山口県立宇部高等学校

山口県立宇部中央高等学校	宇 部 市
--------------	-------

(削る)

山口県立宇部商業高等学校	宇 部 市
--------------	-------

(略)山口県立宇部工業高等学校、

現 行

○山口県立高等学校等条例

(昭和三十九年三月二十六日
山口県条例第五十一号)

第一条・第二条(略)

別表(第二条関係)

名 称	位 置
-----	-----

山口県立周防大島高等学校	大島郡周防大島町
山口県立岩国高等学校	岩 国 市

(略)山口県立岩国総合高等学校、山口県立宇部高等学校

山口県立宇部中央高等学校	宇 部 市
--------------	-------

山口県立宇部西高等学校	宇 部 市
-------------	-------

山口県立宇部商業高等学校	宇 部 市
--------------	-------

(略)山口県立宇部工業高等学校、

議案第9号

山口県青少年自然の家条例の一部を改正する条例についての意見の
申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和8年（2026年）2月27日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 7 教 政 第 8 3 1 号
令和 8 年 (2026年) 2 月 2 0 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 8 年 3 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 8 年 2 月 1 8 日付け令 7 財政第 1 6 7 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 8 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 7 年度山口県一般会計補正予算 (第 6 号)
- 3 山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 8 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 9 山口県青少年自然の家条例の一部を改正する条例

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 8 年 3 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見
について

令和 8 年 3 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号) 第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 8 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 7 年度山口県一般会計補正予算(第 6 号)
- 3 山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 8 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 9 山口県青少年自然の家条例の一部を改正する条例

山口県青少年自然の家条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

令和8年3月31日をもって山口県秋吉台青少年自然の家を廃止することに伴い、山口県青少年自然の家条例について所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

山口県青少年自然の家条例（昭和49年山口県条例第3号）の一部改正

（1）秋吉台青少年自然の家の文言を削除

[第2条、第4条、第5条、第12条、第13条、別表]

（2）その他項ずれへの対応[別表]

3 施行期日

令和8年4月1日

山口県青少年自然の家条例の一部を改正する条例

令和八年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣政

山口県青少年自然の家条例の一部を改正する条例

山口県青少年自然の家条例（昭和四十九年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中山口県秋吉台青少年自然の家の項を削る。

第四条第一項の表中

山口県秋吉台青少年
自然の家

を削る。

第五条、第十二条第一項及び第十三条中「、山口県秋吉台青少年自然の家」を削る。

別表中二の項を削り、三の項を二の項とする。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

改正案

○山口県青少年自然の家条例

(昭和四十九年三月二十九日
山口県条例第三号)

第一条 (略)

(名称及び位置)

第二条 青少年自然の家の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
山口県油谷青少年自然の家	長門市
(削る)	
山口県十種ヶ峰青少年自然の家	山口市
山口県由宇青少年自然の家	岩国市

現行

○山口県青少年自然の家条例

(昭和四十九年三月二十九日
山口県条例第三号)

第一条 (略)

(名称及び位置)

第二条 青少年自然の家の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
山口県油谷青少年自然の家	長 門 市
山口県秋吉台青少年自然の家	美 祢 市
山口県十種ヶ峰青少年自然の家	山 口 市
山口県由宇青少年自然の家	岩 国 市

改正案

第三条 (略)

(使用日及び使用時間)

第四条 青少年自然の家の施設の使用日及び使用時間は、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

施設の区分	使用日	使用時間
山口県油谷青少年自然の家	一月五日から十二月二十七日までの日(毎月の第一月曜日、第二月曜日及び第五月曜日を除く。)	午前零時から午後十二時まで
山口県十種ヶ峰青少年自然の家	(略)	(略)
山口県宇青青少年自然の家	(略)	(略)

現行

第三条 (略)

(使用日及び使用時間)

第四条 青少年自然の家の施設の使用日及び使用時間は、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

施設の区分	使用日	使用時間
山口県油谷青少年自然の家	一月五日から十二月二十七日までの日(毎月の第一月曜日、第二月曜日及び第五月曜日を除く。)	午前零時から午後十二時まで
山口県秋吉台青少年自然の家	(略)	(略)
山口県十種ヶ峰青少年自然の家	(略)	(略)
山口県宇青青少年自然の家	(略)	(略)

改正案

2 (略)

(使用の許可)

第五条 山口県油谷青少年自然の家若しくは山口県十種ヶ峰青少年自然の家又は山口県由宇青少年自然の家の施設のうち次に掲げるものを使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

一〇九 (略)

第六条〜第十一条 (略)

(利用料金)

第十二条 山口県油谷青少年自然の家若しくは山口県十種ヶ峰青少年自然の家又は第五条各号に掲げる施設の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者にその収入として収受させる。

2・3 (略)

現行

2 (略)

(使用の許可)

第五条 山口県油谷青少年自然の家、山口県秋吉台青少年自然の家若しくは山口県十種ヶ峰青少年自然の家又は山口県由宇青少年自然の家の施設のうち次に掲げるものを使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

一〇九 (略)

第六条〜第十一条 (略)

(利用料金)

第十二条 山口県油谷青少年自然の家、山口県秋吉台青少年自然の家若しくは山口県十種ヶ峰青少年自然の家又は第五条各号に掲げる施設の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者にその収入として収受させる。

2・3 (略)

改正案

(教育委員会による管理の業務の実施)

第十三条 教育委員会は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて青少年自然の家の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により青少年自然の家の管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において、必要があると認めるときは、第九条第一項の規定にかかわらず、青少年自然の家の管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。この場合において、利用料金を指定管理者にその収入として收受させることが適当でないときは、県は、前条第一項の規定にかかわらず、山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の規定の例により、山口県油谷青少年自然の家若しくは山口県十種ヶ峰青少年自然の家又は第五条各号に掲げる施設の使用につき、別表に掲げる基準額に相当する額の使用料を徴収する。

第十四条 (略)

現行

(教育委員会による管理の業務の実施)

第十三条 教育委員会は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて青少年自然の家の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により青少年自然の家の管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において、必要があると認めるときは、第九条第一項の規定にかかわらず、青少年自然の家の管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。この場合において、利用料金を指定管理者にその収入として收受させることが適当でないときは、県は、前条第一項の規定にかかわらず、山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の規定の例により、山口県油谷青少年自然の家、山口県秋吉台青少年自然の家若しくは山口県十種ヶ峰青少年自然の家又は第五条各号に掲げる施設の使用につき、別表に掲げる基準額に相当する額の使用料を徴収する。

第十四条 (略)

改正案

別表(第十二条、第十三条関係)

項	施設の名	区	分	単	位	基	準	額
一	山口県油谷青少年自然の家 山口県十種ヶ峰青少年自然の家	備考	宿泊を伴う使用	青少年 その他の者	一日一人につき 一日一人につき			百六十円 四百五十円
			宿泊を伴わない使用	青少年 その他の者	一日一人につき 一日一人につき			五十円 百六十円
<p>備考</p> <p>1 「青少年」とは、満二十五歳以下の者をいう。</p> <p>2 宿泊を伴う使用の場合の「一日」とは、午前十時から翌日の午前十時までをいう。</p> <p>3 十九歳未満の者又は十九歳以上の者で学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の生徒であるものが使用する場合には、利用料金を徴しないものとする。</p> <p>4 学校教育法に規定する学校(大学を除く)、主として十九歳未満の者が在学する専修学校若しくは各種学校、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に規定する保育所又は少年団体が教育活動又は団体活動として集団宿泊研修、野外活動等を行うために使用する場合には、利用料金を徴しないものとする。</p>								

(削る)

二	山口県 由宇青 少年自 然の家	一般宿泊 室	専用使用	一日につき	七千三百三十円
(略)	(略)	備考	県の住民以外の者が使用する場合は利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の百分の五十に相当する額を当該利用料金の基準額に加算した額とする。		

現行

別表(第十二条、第十三条関係)

項	施設の名	区	分	単	位	基	準	額
一	山口県油谷青少年自然の家 山口県十種ヶ峰青少年自然の家	備考	宿泊を伴う使用	青少年 その他の者	一日一人につき 一日一人につき			百六十円 四百五十円
			宿泊を伴わない使用	青少年 その他の者	一日一人につき 一日一人につき			五十円 百六十円
<p>備考</p> <p>1 「青少年」とは、満二十五歳以下の者をいう。</p> <p>2 宿泊を伴う使用の場合の「一日」とは、午前十時から翌日の午前十時までをいう。</p> <p>3 十九歳未満の者又は十九歳以上の者で学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の生徒であるものが使用する場合には、利用料金を徴しないものとする。</p> <p>4 学校教育法に規定する学校(大学を除く)、主として十九歳未満の者が在学する専修学校若しくは各種学校、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に規定する保育所又は少年団体が教育活動又は団体活動として集団宿泊研修、野外活動等を行うために使用する場合には、利用料金を徴しないものとする。</p>								

二	山口県秋吉台青少年自然の家	一般宿泊 室	専用使用	一日につき	七千三百三十円
(略)	(略)	備考	備考	備考	備考
<p>一の項の備考2から4までは、この場合に準用する。</p>					

令和 9 年度（令和 8 年度実施）山口県公立学校教員採用候補者選考試験の
実施について

教職員課

1 選考区分、志願区分（校種等）、教科（科目等）及び採用見込者数

(1) 選考区分及び志願区分（校種等）

ア 一般選考

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校小学部・中学部・高等部、養護教諭の区分で実施する。

イ 障害者を対象とした選考

一般選考において実施する全ての志願区分（校種等）において実施する。

ウ 大学等推薦特別選考

一般選考の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の試験を実施する教科（科目等）において実施する。

エ 自己推薦特別選考

一般選考において実施する全ての志願区分（校種等）において実施する。

オ 教職大学院修了見込者特別選考

一般選考において実施する全ての志願区分（校種等）において実施する。

カ エキスパート人材特別選考

一般選考の小学校、中学校及び高等学校の試験を実施する教科（科目等）において実施する。

キ 教職チャレンジサポート特別選考

小学校、中学校の国語、社会、数学、外国語（英語）及び高等学校の国語、地理歴史、数学、外国語（英語）において実施する。

※ 一つの選考区分、志願区分（校種等）に限り志願できる。

また、中学校及び高等学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部にあっては、一つの教科（科目等）に限り志願できる。

ただし、以下の 1～5 に示す組合せについては併願が可能（いずれか一つの組合せに限る）。

	選考区分	第一志願	第二志願
1	一般選考	中学校	小学校
2	一般選考	特別支援学校小学部	小学校
3	一般選考	小学校	特別支援学校小学部
4	一般選考	中学校	特別支援学校中学部
5	一般選考	高等学校	特別支援学校高等部

(2) 教科(科目等)及び採用見込者数

全体398人程度 [昨年度411人程度]

採用見込者数の算定に当たっては、退職者数、児童生徒数の推移等を考慮した。

ア 一般選考

小学校	135人程度		[昨年度160人程度]
中学校	130人程度		[昨年度130人程度]
	○国語 ○社会 ○数学 ○理科 ○音楽	17人程度 19人程度 19人程度 17人程度 5人程度	○美術 ○保健体育 ○技術 ○家庭 ○外国語(英語) 6人程度 20人程度 4人程度 4人程度 19人程度
高等学校	80人程度		[昨年度72人程度]
	○国語 ○地理歴史 世界史 日本史 地理 ○数学 ○理科 物理 化学 生物 ○保健体育 ○芸術 音楽 ○外国語(英語)	10人程度 2人程度 2人程度 1人程度 11人程度 1人程度 2人程度 2人程度 9人程度 2人程度 12人程度	○家庭 ○情報 ○農業 農業畜産系 土木造園林業系 ○工業 機械系 電気系 土木建築系 化学工業系 ○商業 ○水産 機関係 ○看護 2人程度 2人程度 1人程度 1人程度 4人程度 4人程度 1人程度 4人程度 5人程度 1人程度 1人程度
特別支援学校	小学部	12人程度	[昨年度12人程度]
	中学部	各教科(科目等)1人程度を原則とし、 合計12人程度	[昨年度12人程度]
	高等部	各教科(科目等)1人程度を原則とし、 合計12人程度	[昨年度9人程度]
養護教諭	5人程度		[昨年度5人程度]

※採用者数は、退職者数の状況等により変更することがある。

イ 障害者を対象とした選考

全ての志願区分(校種等)全体で12人程度

[昨年度11人程度]

ウ 大学等推薦特別選考

前頁「ア 一般選考」の採用見込者数に含む。

エ 自己推薦特別選考

前頁「ア 一般選考」の採用見込者数に含む。

オ 教職大学院修了見込者特別選考

前頁「ア 一般選考」の採用見込者数に含む。

カ エキスパート人材特別選考

前頁「ア 一般選考」の採用見込者数に含む。

キ 教職チャレンジサポート特別選考

小学校、中学校、高等学校合わせて5人程度

[昨年度5人程度]

2 出願受付期間

- 2月4日(水)から3月13日(金)午後5時まで
- ※ インターネット(電子申請)による出願を原則とする。

3 選考試験期日

- (1) 第一次試験
5月9日(土)及び10日(日)
- (2) 第二次試験
7月4日(土)及び5日(日)
(小学校は7月4日(土)から7日(火))

4 選考試験会場

- (1) 第一次試験
 - ア 山口会場 . . . 西京高校、山口中央高校、山口高校
 - イ 九州・関西・東京会場 . . . 後日決定
- (2) 第二次試験
山口高校、山口中央高校、西京高校、YMfg 維新セミナーパーク

5 選考試験内容

- (1) 第一次試験
 - ア 一般選考、障害者を対象とした選考、特別選考(教職チャレンジサポート特別選考以外)
 - ・ 教職専門(一般選考及び障害者を対象とした選考の志願者)
 - ・ 教科専門
 - ・ 特別支援教育専門(特別支援学校を第一志願とする者)
 - ・ 実技(実技を実施する教科(科目等)の志願者)
 - イ 教職チャレンジサポート特別選考
 - ・ S P I 基礎能力検査
 - ・ 実技(実技を実施する教科(科目等)の志願者)
- (2) 第二次試験
適性検査、小論文、集団面接(模擬授業及び討議)、個人面接

※ 障害等のある志願者から受験上の配慮や採用後の配慮の希望があった場合は、障害の状態等に
応じて必要な配慮について、志願者と話し合いの上、決定する。ただし、内容によっては配慮でき
ない場合もある。

受験上の配慮例：試験時間の延長、問題・解答用紙の文字の拡大、試験の一部受験対応 等
採用後の配慮例：可能な範囲での設備改修

6 選考試験結果の発表

- (1) 第一次試験結果の発表予定
6月12日(金)午前9時
- (2) 第二次試験結果の発表予定(採用候補者名簿登載予定者の発表)
8月12日(水)午前9時

7 令和9年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の主な変更点

- 教員免許状をもたない社会人等を対象とした「エキスパート人材特別選考」及び「教職チャレンジサポート特別選考」の対象教科等の変更
 - ・ エキスパート人材特別選考で受験できる対象を拡大
- 「教職チャレンジサポート特別選考」における教員免許状取得期間の上限延長
 - ・ 教員免許状取得期間を2年から3年に延長し、費用補助金制度を廃止
- 「自己推薦特別選考」の新設
 - ・ 第二次試験不合格者に対して、次年度の第一次試験免除の対象を拡大

8 実施要項の取得等について

(1) 電子版のダウンロード方法

下記URL又は右記二次元コードから山口県教育庁教職員課のウェブページ（教員採用試験専用ページ）にアクセスしてダウンロード

URL : <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/178/26366.html>



(2) 紙版の配布場所

山口県庁（受付、中央県民相談室及び山口県教育庁教職員課）、山口県内各総合庁舎（地方県民相談室等）、山口県東京事務所、山口県大阪事務所、山口県内各市町教育委員会

9 その他

○ 緊急連絡について

試験実施に関する変更が生じる場合等は、山口県教育庁教職員課のウェブページ（教員採用試験専用ページ）に内容を掲載するとともに、「連絡メール」により周知するので、出願の際に、受信のための登録をする。

10 志願者応援説明会について

(1) 志願者応援説明会

ア 日時

令和8年2月7日（土）13:00～15:00

※ オンライン会議システムZoomを使用

イ 主な内容

- ・ 令和9年度（令和8年度実施）山口県公立学校教員採用候補者選考試験について
- ・ 出願から受験までの主な留意点や改善点等

(2) 大学3年生受験説明会

ア 日時

令和8年2月13日（金）16:00～17:30

※ オンライン会議システムZoomを使用

イ 対象

- ・ 令和9年度（令和8年度実施）山口県公立学校教員採用選考試験第一次試験における大学3年生受験を検討している現大学2年生

ウ 主な内容

- ・ 実施要項について、電子申請について、質疑応答

(3) 教員免許をもっていない方を対象とした教職個別相談会

ア 日時

令和8年2月16日（月）13:00～17:00

2月21日（土）9:00～12:00

※ オンライン会議システムZoomを使用

イ 対象

- ・ 教職チャレンジサポート特別選考の受験を検討している方
- ・ エキスパート人材特別選考の受験を検討している方
- ・ 臨時的任用教員（常勤・非常勤）としての勤務に興味のある方

ウ 主な内容

- ・ 試験制度や免許状制度等に係る個別相談会

山口県教員育成指標の改訂について

教職員課

1 改訂の趣旨

「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針（以下「指針」という）」が改正（令和7年2月）されたことを受け、指針を参酌して作成することとなっている指標（山口県教員育成指標）の内容を見直すもの。

2 改訂の視点

- (1) 教諭、養護教諭、栄養教諭、管理職の指標において、日本語指導が必要な子どもへの対応などについても、指標項目「特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応」に含まれることが分かるように評語に修正を加える。
- (2) 管理職の指標において、働き方改革推進の視点を加える。
- (3) その他、必要な時点修正を行う。